

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年6月21日 23時20分ごろ
発生場所	山口県萩市須佐港福浦南方の岩場 須佐港西防波堤灯台から真方位039°540m付近 (概位 北緯34°37.7′ 東経131°36.1′)
事故の概要	プレジャーボート河隆丸は、東北東進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年6月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 河隆丸、2.75トン
船舶番号、船舶所有者等	291-43000山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、無風、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、船首約0.3m、船尾約1.0mの喫水で、係留地へ向けて須佐港内を航行していた。</p> <p>本船は、船長が、係留地付近の街灯を船首目標として、目視で周囲の見張りをを行い、手動操舵により微速で東北東進中、船首が岩場に乗り揚げて停止した。</p> <p>本船は、自力で離礁することができなかつたので、船長が、本船販売業者に連絡し、来援した小型船によって引き出されたのち、自力で係留地まで航行した。</p> <p>船長は、本事故当時、GPSプロッターを作動させていたが、操作に慣れていなかったため画面を見ていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、須佐港内を航行中、船長が、岩場の存在を知らなかつたことから、前進を続けて岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、須佐港内を航行中、船長が、岩場の存在を知らなかつたため、岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターの操作に慣れておくこと。